

金融危機と国際的な会計基準を巡る動き

2009年12月2日

リコー特別顧問 稲葉延雄

今回の金融危機における会計面の 問題の所在と改善のポイント

今回の金融危機に際して、会計は金融商品の価値とリスクを適切に伝え得たのか？

——現行の財務会計は、金融商品のリスクの高まりを早期に伝える役割を果たした面はあるが、基準やその適用の不備から投資家の信認を低下させるような事態も確かに招いた。

- ◆ オフバランスシート問題 ——複雑な証券化商品、とりわけオフバランス化された証券化商品やSIV(仕組投資事業体)が有するリスクの開示や、それを組成した企業がなお係わり合いを有する場合のリスクの開示が不十分であった。どう改善すべきか。
- ◆ 貸倒引当とプロシクリカリティ ——①現行の発生損失アプローチによる引当はプロシクリカルではないか。他の引当方式は認められないか。②監督当局が保守的な(多めの)引当を求めた場合、会計上の処理はどうあるべきか。
- ◆ 公正価値評価(時価会計)を巡る問題 ——①取引の不活発な市場での公正価値評価はどうすればよいか。②負債の公正価値評価については、自らの信用力が低下して生じる評価益に関して、その扱いを見直す必要はないか。
- ◆ 金融商品を巡る会計の複雑性の改善 ——多様な金融商品をめぐる会計の基準は複雑で投資家に必要な情報を提供できていないのではないか。簡単にならないか。

G20からの要請(1)

◆ ワシントンG20・行動計画(抄) (08年11月15日)

透明性及び説明責任の強化 — 09年3月31日までの当面の措置

1. 世界の主要な会計基準設定主体は、特に市場の混乱時における、複雑な流動性のない商品の価値評価も考慮に入れて、証券の価格評価のガイダンスを強化するための作業を行う。
2. 会計基準設定主体は非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対するための作業を大きく進展させる。
3. 規制当局及び会計基準設定主体は、市場参加者に対する、金融機関による複雑な金融商品の義務的開示を強化する。
4. 金融の安定を促進する観点から、特に透明性、説明責任、及びこの独立主体と関係当局との適切な関係を確保するために、その構成員の見直しを含め、国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化する。

G20からの要請(2)

◆ ロンドンG20・金融システムの強化に関する宣言(抄) (09年4月2日)

健全性規制

我々は、健全性規制のための国際的な枠組みを強化することに合意した。

- ・金融安定理事会、バーゼル委、グローバル金融システム委員会(CGFS)は、会計基準設定主体と協働して、2009年末までに、銀行が景気悪化時に取り崩し可能な資本等のバッファーを好況時に積み増すことを銀行に求めることも含め、本日公表された景気循環増幅効果(プロシクリカリティ)を軽減するための提言の実施を進めるべきである。

会計基準

我々は、公正価値会計の枠組みを再確認しつつ、会計基準設定主体が、流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであることに合意した。

我々はまた、会計事項に対処する景気循環増幅効果に関するFSF(金融安定化フォーラム)の提言を歓迎する。我々は、会計基準設定主体が、2009年末までに以下のための措置を採るべきであることに合意した。

- ・金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する。
- ・より広範な信用情報を取り込むことで、貸倒引当金に関する会計上の認識を強化する。
- ・引当、オフバランス・エクスポージャー及び評価の不確実性について、会計基準を改善する。
- ・監督当局とともに価格評価基準の適用における明瞭性及び整合性を国際的に実現する。
- ・単一の質の高いグローバルな会計基準に向けた重要な進捗をもたらす。
- ・独立した会計基準設定プロセスの枠組み内において、国際会計基準審議会の定款の見直しを通じ、健全性規制当局及び新興市場国を含む利害関係者の関与を改善する。

結局、何が問われているのか

- ◆ 会計、特に公正価値会計がその役割を適切に果たすためには、金融市場が十分機能していることが重要な前提の一つとなる。しかし、金融市場は時に流動性を欠き不活発になるし、また行過ぎや過度な変動が長く続くこともある。本来、そうした場合でも会計は適切な機能発揮が求められる。
- ◆ 公正価値の再確認(従来は「公正価値≒市場価格」の運用)
 - 公正価値 = 時価(市場が機能しているとき)
 - = 評価モデルによる価値など(市場が不活発なとき)
- ◆ 当期純利益の重要性の再確認(一方で資産・負債の公正価値<利益としては、包括利益>を重要視する動きも)
 - (将来の)収益やキャッシュフローが資産価値を決めると考えられるのであるから、当期純利益も大事な概念。
 - 引当や減損など、本来市場価格が存在しない貸出債権などの資産価値変動を求める場合にも有用な情報。
- ◆ 会計基準の運用の際には判断も加味。
 - 市場価格が存在しても、それ以外の情報を使ったほうが有用な場合がある。
 - その際は、報告企業と監査人が誠実で自主的な判断を下すことが重要になる。

⇒公正価値評価と原価評価のベストミックスとしての「混合モデル」を目指すことに。

FCAG(金融危機アドバイザー・グループ) 最終報告書の骨子—— 4つの原則

- ◆ 財務会計は、経済やビジネスに関する偏りがなく透明な情報を提供するという、金融システムにとって不可欠な役割を担っている。この点は資源配分の決定を行う市場参加者だけでなく、監督当局その他にとっても大変重要である。仮に監督上のルールが会計の求めるものと異なる場合には、会計の透明性、厳格性を損なうことのないよう気をつけながら、その影響について明らかにしなければならない。
- ◆ 会計は経済の一時点の状況を描写するものにすぎないので、利用者はそうした会計の限界を認識し、会計だけに頼りきらないようにすべきである。同時に会計の信頼度を高めるために、金融機関は、金融資産の評価方法を適切に選択していかなければならない。
- ◆ 金融市場のグローバル化の下では、高品質で統一された基準に向けて世界の会計基準が収斂していくことが重要である。
- ◆ 会計基準設定主体は、政治やビジネスの圧力から高度に独立していなければならないが、同時に適切なデュープロセスやオーバーサイトを通じて十分な説明責任を果たさねばならない。

各論(1)——オフバランスシート問題

(これまでの動き)

- ◆ 証券化商品やSIV(仕組投資事業体)に関して、組成した先にとっては①証券化商品についてはバランスシートからの切り離し(認識の中止)をして良いか、②投資事業体は連結の対象になるのか、が問題になる。その場合の基準は、組成した先が、証券化商品や投資事業体に関して引き続き係わり合いを持っているかどうかである。
- ◆ 米国基準は投資事業体を連結にすべきかどうかで甘かったとの指摘があり、国際基準も、投資事業体の開示基準が甘かったとの声が多い。

(FCAGの提言)

- ◆ IASBとFASBは、両者のオフバランスシートに関する基準(認識の中止・連結)を実質的に収斂させること。この関連で、FASBは改定基準の実施を遅らせないこと。
- ◆ オフバランス化金融商品について、特に複雑な商品に含まれているリスクが適切に開示されるよう、記述のあり方を改善すること。

各論(2)——貸倒引当とプロシクリカリティ

(これまでの動き)

- ◆ 現行の「発生損失アプローチ」は、損失が発生してから初めて引当を行っている。これでは対応が遅れがちになり、景気後退期に引当が増え、景気上昇期に引当が減ることによって景気変動がさらに増幅される(プロシクリカリティ)。
- ◆ 「期待損失アプローチ」のように(フォワードルッキングな情報を使って)先行きに発生が想定される損失を引き当てる方法も容認して、早期の信用損失の認識を可能とすべきだとの議論がある。

(FCAGの提言)

- ◆ 現行の「発生損失アプローチ」のほかにも、「期待損失アプローチ」その他の引当手法について検討すること。
- ◆ もし「期待損失アプローチ」を採用する場合には、透明性を損なうような「収益操作」を促すことを回避するよう留意すること。
- ◆ 監督当局とは意見交換を密に行うこと。

(その後の動き)

- ◆ 11月、IASBは、「期待損失アプローチ」の具体的手法として、「期待キャッシュフロー・アプローチ」の導入を提案し、市中協議を開始。

各論(3)——公正価値評価を巡る問題

(これまでの動き)

- ◆ FASBは「市場が流動性に乏しく、不活発な際の公正価値評価」について、市場時価(mark to market)ではなく、評価モデルによる評価(mark to model)なども公正価値と認め、市場が不活発かどうかを判断するためのガイドラインを発出(IASBも国際会計基準は米国基準と同等である旨公表)。
- ◆ FASBは債券の「減損」について、信用リスクに基づく部分のみを期間損益に反映し、その他のリスクに基づく部分は「その他の包括利益」で処理することとした。
- ◆ 「負債の公正価値評価」については、特に自らの信用力が低下して評価益が生じることに関して、自らの負債を買い戻して利益を実現するのではない限り、直観に合わないとの指摘が多い。

(FCAGの提言)

- ◆ 「減損」のようにIASBとFASBの扱いが異なるものについては、収斂に向けて解決策を得ること。
- ◆ 「負債の公正価値評価」については、特に自らの信用力が上下する場合に生ずる評価損益の扱いについて再考すること。

各論(4)——金融商品を巡る会計の複雑性の改善

(これまでの動き)

- ◆ IASBとFASBは金融商品を巡る複雑性改善のためジョイント・プロジェクトを組成。
- ◆ IASBは、特に金融商品カテゴリーが、①売買目的、②満期保有、③その他有価証券、④貸付金・債権の4つもあり、複雑で簡素化が必要だとする立場。
- ◆ また、それら区分毎に引当・減損の方法が複数あり、区分変更、ヘッジ会計等があることにより、複雑さが増している、との主張。

(FCAGの提言)

- ◆ 金融商品に関する基準を簡素化し、複雑性を改善するプロジェクトを最優先にすすめること。ただし、必要な手続きは十分踏まえること。
 - 金融商品の会計区分は、金融商品の性質のみならず、当該企業のビジネスモデルにも基づくべきとの考え。
 - 「完全な公正価値モデル」ではなく現行の「混合属性モデル」の改善を選好。

(その後の動き)

- ◆ IASBは、区分の簡素化に関する提案について、市中協議を経て11月に最終基準化。その内容は、①公正価値評価すべきものと②償却原価評価すべきものの2つとするというもの。ただし、従来の「その他有価証券<株式>」は事実上存続させ、公正価値評価とするが、評価差額は当期純利益に反映させない扱いも認めている(もともと、益出し<リサイクリング>は認めないとしている)。

最終報告書公表後の動き

◆ G20財務相・中銀総裁会合宣言(9月5日、ロンドン)

- 金融商品、貸倒引当金、オフバランスシート・エクスポージャー、減損及び金融資産の評価に関する単一の質の高いグローバルな独立した会計基準への収斂(が必要)。独立した会計基準設定プロセスの枠組み内において、IASBは、バーゼル銀行監督委員会のIAS39号の見直しに資する基本原則、及び、FCAGの報告書を考慮に入れることを懇請されるべき。

◆ FASB/IASBによる共同声明(11月5日)

- IFRSとUS GAAPの改善とコンバージェンスへの我々のコミットメントは、G20首脳ピッツバーグ会合や、FCAG、国際会計基準委員会財団のモニタリング・ボードや他の多くの主体により最近表明された、単一の高品質のグローバル基準という目標への強い支持と整合的である。

終わりに

- ◆ FCAGは、12月に、最終報告書公表後のフォローアップ会合を開催予定。
- ◆ 金融危機を踏まえたIASB/FASBによる会計基準の見直しの動きは、なお途上。
- ◆ もう一つの課題は、IFRSと米国・日本基準との間の全面適用を展望した収斂作業。
- ◆ 財務諸表作成者や監査人が、会計のprincipleを基に、その時点の金融経済情勢を踏まえ、財務諸表に含まれる情報の適切さを不断に見直していくというinnovative dynamismが重要。